



第十一卷 第二號

大正十五年四月一日發行

(通卷第四十二號)

研 究

リユクルゴス傳説とその文化史的意義 (上)

文學士 原 隨 園

目 次

- 一、序説
- 二、スバルタの制度
- 三、リユクルゴス傳説の疑
- その一：實在についての疑
- その二：傳説の形式の疑
- 四、内容からの考察
- その一：政治組織について
- その二：土地の平等分配
- その三：鐵錢の制度について
- その四：軍制改革や社會的施設など
- その五：内容検討の結果
- 五、リユクルゴス傳説の成立
- 六、リユクルゴス傳説の文化史的意義

一 序 説

ギリシヤ文化の代表的都市として、吾々は直ちにアテナイを擧げる。是に對して、武骨なるもの素朴なるものとしてラケダイモン人を數へる。即ちスバルタは、ギリシヤ文化發達史上、素朴なりし原始的生活様式を、より多く保存せるものと、通常考へらるゝのである。(例へば Ed. Meyer, Geschichte des Altertums, II, 719; 211. 等の如し)。

然し乍ら、スバルタの制度は、それが單にギリシヤ人の古い生活様式を傳へて居るといふのみで重大なものではない。常に理想國家の模範として、ギリシヤ人の間に仰望せられたのみならず、更に遙かにローマ人の間に於いても理想國の典型と考へられて居たのである。例へば Platon, Aristoteles を始めとし、Polybios & Cicero などの著書を見るも明かである。即ち、政治思想史の上からは、極めて重大な地位を占める。自分は、幾多の理想家が、スバルタの制度を模範として、社會改革を企てた、その思想を跡づけたい希望を有するが、今はその第一歩として、スバルタの制度を完備したといふリュクルゴスの傳説だけを考察したいと思ふ。

スバルタの制度が、あれ程強い印象を人々に與へたのは何故であるか。一つには固より、後世におけるスバルタ自身の勢力の異常なる發展に基く

二つには又、その謂ふ所の制度が比較的變化少なくして、遙かに古い時代から久しく後世まで五百年以上も存続したといふ信念にも據る。(Plutarch, *Lukurg.* c. 29) 最後に又、他の諸國の制度に比して、それが著しき特色を示すと考へられたためでもある。(Cf. Grote, *History of Greece*, II: p. 264; 280)

## 二 スバルタの制度

スバルタの制度は、ヘラクリダイがラコニヤの地に侵入してその勢力を樹立した時以來の存在であつて、極めて古いものと考へられる。例へば二人の王 (Archagetai) を奉戴する起源は此の時におかれる。

(註) A. ニ王制度は、スバルタに入つた Ilyris の曾孫 Aristodemus の雙生兒、Euryshanus, Prokles の二人が同時に即位したに始まるを傳ふ。(Herodotus, VI 52)

B. ニ王發生の原因に就いては諸説がある。Doria 人と土着民族と若しくはドリヤ人の二部族の Synoikismos から説明せんとし、或は二將軍が或る土地を共有するに始まるといひ或は更に對立せる貴族の妥協によるを説明する人もある。

詳しくは Pöhlmann, Griechische Geschichte 2 16 を参照せられた。が Meyer も謂くる如く (Ges. d. Alt. II. 2 226) Elis, Mytilene, Kyme などでは、多くの Basilias が併立するのであるからその起源は最後の説の様にかゝる大官の並立妥協せる事情から説明すべきであらう。

然し乍ら、紀元前九世紀に、出た立法家 Lykourgos の手によつて、スパルタの政治組織社會制度は徹底的に整齊されたと傳説は物語る。今その詳細を述べる必要はないが Plutarch のリュクルゴス傳に従つてその事業を要約すれば次の如くなる。

(一) 政治組織の改革。

1. Gensia の設立。是は元老院であつて、二人の王を加へて三十人より成る。

2. Apella の隨時召集。是は民會であつて、三十歳以上の Spartatai が集む。その集會の場所並びに権限を定めた。

3. Ephoroi の設置。六十歳以上の監督官五名をおく。Herodotus I. 65 などはリュクルゴスの定むる所のごく Aristoteles, (Politics V. 11) には

Theopompus の事業ヲ稱す。

(一) 經濟的改革的の主要なるものにして、土地の平等分配をなした。即ちスパルタの土地を九千の Kleroi (抽籤分班の土地) に分ち、リュコニヤの土地を三萬の Kleroi に分つた。それごとく Spartatai, Perioikoi に分與したものである。

(二) Prithia (公食團) の規定を始めとして、青年子女の教育等に關する社會的施設及び風俗に關する規定。

(三) 軍制の改革。Plutarch によれば彼は騎兵の改革者ツミの (Tyrk. c. 23)。Herodotus I. 65 によれば Enomotai, Triakades Sussita として軍備を整へたツミ。詳細は不明であるが Sussita は Prithia の事である。

(註) Enomotai は歩兵の區分であり Triakades は二つの Sussita より成るかと Rawlinson 曰く (Herodotus, vol. I, pp. 160-161. note)

三 リュクルゴス傳説の疑ひ

さて、スバルタに世襲終身の王が二重に存在するといふ事は、特殊な姿でなければならぬ。

元來ラコニヤを支配するドリヤ人の三つの *Phylye* (部族) (*Dynames, Pamphylioi, Hylleis*) の中 *Hylleis*

は *Doris* の系統ではなく、*Heraclides* の後裔であつて、スバルタの二王は實に此の系統に屬する。

即ち王統はラコニヤ侵入に際して、實際武力の中堅をなしたといふ部族に屬するのである。スバル

タの二王がヘラクレスの後であるといふ事、及び

此の二王統は常に争鬪を續けた (*Herodotus VI 52*) といはるゝ事から、ラケダイモンの建設と維持とに際しては、内部に於て、雑多なる分子の葛藤が極めて錯綜せる關係を出現せる事を認めなければならぬ。されば、リュクルゴスが舊制度を一變して新制度を設けたといふけれども、*Plutarch, Lyk.* 此のスバルタの國情は、單一のリュクルゴスの力によつて、整齊さるゝ事が可能であつたとは

考へられない。 (*Wilmowitz-Moellendorf, Staat und Gesellschaft von Griechenland, S. 67*) 即ち吾々は先づリュクルゴス傳説を吟味しなければならない。

(註) 建國よりリュクルゴンに至るまでのスバルタの國情は明かでない。 *Herodotus I. 65* や *Thucydides I. 18-19* は、比較的平穩に經過せる事を語つて居る。然し、改革の傳説の前には、無秩序なりし事を肯定するが穩當だと考へる。 (*Cf. Meyer, Forschungen zur alten Geschichte, I. S. 227*)

(その一)、實在に就いての疑ひ。

リュクルゴスの年代並びに家系に就いても傳説は區々として居る。傳説をかけた *Plutarch* も劈頭に正確な異論のないといふ點については、語るべき何物もないといつて居る (*ibid.*)。然し彼を有徳の君子として、又立法家として取扱ひ、デルフォイの神託をうけて改革をしたといふ傳説が完成するに到つたのは、紀元前四世紀以來の事である。 *Herodotus, I. 65* は既に彼の名を傳へて居るが、ま

だ、傳説は一定の型に入つて居ない。(註A) Thucydides(I. 18) & Hellanikos(Strabo, VIII. c. 5 & 5)(註A)は、リュクルゴスの名をさへ擧げて居ないのである。

リュクルゴス傳説は、Ephoros が最も綜合的に傳へた早い一人である。アリストテレスも彼の著書を參照して居たらしいと傳へられる。(Meyer, *Histor. I. s. 215*)

ヘロドトスの頃には、改革された制度がデルフォイの神託に出づとの説はまだ確定的でなく、寧ろKrate より移入せりと考へられて居る。(I. 65; Meyer, *Ibid. s. 230*)(註C)プラトンに到ると法律篇の卷頭にスバルタに於ても、クレテに於ても、法制は神意に發するといひ、立法家は恰も神の豫言者の如く考へて居る。(Gesetze III, 691)、かくてスバルタの制度が神意に出づとの説は四百年頃 Lysander 時代までには最早一般に承認されて來たらしい。

(Meyer, *Ibid. s. 232*) 所が Ephoros の理智的傾向は、かゝる神授説をそのまゝには採用しえずして、之をクレテ傳來説によつて變形しつゝ物語つたと思はれる(Meyer, *Ibid. s. 232*) (後世の Polybios や Diodoros は、之を史料として居るのである)。かくて四世紀の歴史家達の間には、大體立法家リュクルゴスといふものが承認せられて居る。(註D)

(註A) リュクルゴスは、大體有徳の立法家として認められ、Phaleron の人 Demetrios によれば、此の時代は極めて平穩の時であるとも見える(Plat. *Lyr. c. 23*)。然し又 Hippias は彼を勇敢なる將軍として居る(Plat. *Ibid. c. 23*)。Meyer はリュクルゴスが勇敢なる將軍なりとの傳説と、及び Herodotus の軍制改革の傳説とを以て、*Inter Lyrking* なし、立法家とは區別せんとして居る。(Meyer, *Ibid. s. 232, s. 232. n. 4*) 然し彼はそれ以上新舊のリュクルゴスについては議論を進めて居ない。傳説がまだ形成の途上にありとすれば、かゝる矛盾は、偶々ヘロドトスにおける傳説の未完成を示すものとも考へ得る。然し彼を有徳の君子とするは理想化であり、又軍國スバルタの理想的立法者が軍制の改革をなすのも當然である。自分は、此の性格の矛盾は、リュクルゴスを理想化した結果だと考

へる。二人のリュクルゴスが存在したさいふ考は、一その性格の如何は別として、一古傳にも無いわけではない (Pitarch, *Lyk. c. 1*)。然し此の二つの理想化されたリュクルゴスの何れが古く何れが新しいかを決定するは困難であり、目下の史料を以てしては新舊の別を設くるは危険である。自分は賛成し難い。

B、ヘラニモスは改革者を Eurysthenes, Prokles の二王の名に歸し *Lysias* の名を擧げて居ない。是に對する *Epithoros* の反駁は、同じ箇所に見え、リュクルゴスには祭祀あるも、二王には初代の王なるにも關らず、祭祀なしを論じて居る。

C、Basoli, *Griechische Staatskunde* s. 41 はマイヤーの見解を異にし、ヘロドトス頃既に、リュクルゴスがデルフォイの神託によれこの考は一般に信ぜられたさいふ。

D、Meyer, *Forschungen* I, s. 214  
*Wilamowitz-Moellendorf, Homerische Untersuchungen* s. 271 には三五〇年頃までには、此の傳説は或程度まで完成したと稱する。尙ほ同書 p. 273 参照の事。

E、リュクルゴス傳説には、全體に *Solon* の傳説との重複を見る。埃及への旅行、クレタより詩人をつれ歸つた事

死後その骨灰が海に投ぜられた事など何れも同じである。斯にもアテナイの立法家ソロンに對し、スバルタの立法家リュクルゴス傳説の作意がみえる。(Wilamowitz, *Homer* Unt. s. 271)

ブルタルクは、リュクルゴスの名が *Iphithos* の名と共に、*Olympia* の *Diskos* に記されて居り、オリュンピアの祭の間平和を守る事を定めたと傳へ、アリストテレスも之を證明せりと記して居る (*Lyk. c. 1*) 又 *Pausanias* にも *Iphithos* はリュクルゴスと同時代の由が見えて居る。(V. c. 4)。果してその名が圓板に記されて居たとしても、又そのリュクルゴスをスバルタ人と考へる事に尤もらしき理由が存するとしても、直ちにそれを立法者のリュクルゴスと一致せしめる事は困難である。(Wilamowitz, *Staat u. Gesell.* s. 84; Meyer, *Forsch.* I, s. 275) 寧ろ、スバルタの英雄リュクルゴスに、立法の説話を結びつけたものと言へる、ウイラモヴィツ、の説がプロバブルである。(Wilamowitz, *Homer* Unt. s. 285)

兎に角、此の場合に見らるゝ如く、リュクルゴスの名が Spartakoi の崇拜する Zeus の神と常に密接な關係を有する事は特に注意しなければならぬ。

(1) ホメロスには、アルカチヤの英雄としてリュクルモスの名が現はれて居る。(Iliad, VII 142)。ウイニコウイツツに據れば、リュクルモス名は Lukon orge (n) 卽ち狼の心の意だつた。(Hom. Unt. s. 285) 而してゼウスはアルカチヤの Wolfgott である。

(2) リュクルゴスの派生語 Lykaon は光を意味するウイラモウイツツは言ふ(Meyer, Forsch. I, s. 281)。而して此の Lykaon は Lykaos のゼウスの祭を始め居る。(Pausanias VIII c. 2)

(3) Nemea 及び Lykurgos 等の同名の王がある。その子 Archemoros は Nemea のゼウスの祭を始め居る。(Meyer, Forsch. I, s. 281)

即ちリュクルゴスの名は Wolfgott なるゼウスと關係があり、更に言へば、その本質は最高神

たるゼウスに歸せられる。此のリュクルゴスが、スバルタに於て、宗教的な政治組織社會制度の創始者であるといふ事は、ペロポネソス人一般に通ずる思想に由來すると考へられる。(Meyer, Forsch. I, s. 282)

ブルタルクの傳ふる所によれば、リュクルゴスは Alkandros のために一眼を突かれ、是が機縁となつて Athene Opileus の殿堂を建てたといふ。(Lyk. c. II)。アテナ神はゼウスと共にスバルタの守護神であるので(Meyer, Ibid. s. 279) 斯にリュクルゴスが關係してゐる事は、注目すべき傳説である。(又彼の墓が電光に焼かれたといふ傳説も(Lyk. c. 31) ゼウスが雷電なる事と對比すれば興味があると思惟する)。

リュクルゴスは、功績によつて神に祭られ、年々供犠されたのみならず(Herodotus, I, 66; Plat, Lyk. c. 3) デルフォイの神託によれば、「神に愛さるゝも

の、人間と言はんよりは寧ろ神なり」と見えて居る (Hfr. c. 3) 即ち彼は有徳の立法家としてよりも神として見るべく、人間的臭味よりも宗教的色彩が一層濃厚なるを覺える。

又彼の祭日を *Lychoungides* と呼び、友人親族の人々によつて奉仕されたといふブルタルクの記事は、(Lych. c. 31) マイヤーの言へる如く、(Forsch. I. s. 280) 民族的祭祀の面影を留めて居るではないか。

之を要するに、リュクルゴスは、立法家として傳へらるゝ以前に、既にペロポネソスに於てはゼウス神と密接なる關係に立ち、氏族神としての祭祀を有つて居たものであろう。

その二、傳説の形式の疑。

若し假りに、立法家リュクルゴスが實在の人であつた事を許すとしても、なほ種々の事情と歴史

との上に築かれたる諸制度の改革を、彼一個人の名に歸する事は出来ない。

第一その改革の布告は、所謂 *Rhetrai* として示されて居り、ソロンの憲法の如く、或文法として與へられ、又約束されたものではない。反つて成文とする事は禁じられ、確乎不動の慣習として、又性格として國民の心に植ゑつくべきものと考へられて居る。(Plat. Lych. c. 13)

然らば此の *rhetra* とは何を意味するか。之には色々異説がある。此の言葉は早くホメロスにも用ひられたが、後には地方にのみ殘存して正確な意味は失はれたものらしい (Meyer, Forsch. I. 262) ウイラモヰイツによれば契約を意味するといひ (Horn. Unt. s. 280. n. A.) グロートによれば、神より出でたる、若しくは神の認めたる神聖な契約だといひ、(History of Greece II. p. 267 n.) 宗教的な事に重心をおいて居る。マイヤーも最初は、ブルタルクの用ひ



た意味を以て、契約でもなく、神よりの言葉でもなく、單に法、又は法案を指すと云つて居る。

(Forsch. I. s. 264)

然し乍ら、ブルタルクに見ゆる *tratarai* の形式は、明かに契約でもなく、又法律でもない。傳説の主旨は、改革案の神授なる事を高唱するにあるのだから、それはブルタルクの正しく理解した如く、(LXX. c.) 神の言葉即ち託宣と見るべきである(註) Cf. Röhmann, Griechische Geschichte 2 17)

然らば、傳説の物語る改革案は、託宣の形を以て告示されたる、極めて宗教的なものである。いはリユクルゴスの改革は、國民の信仰の上に立つて居たのである。即ち此の憲法は久しき慣習を形式化したものであるといふべく、決して單一人の業績ではないといふ事を斷言せしむるものではないか。

(註) Meyer も後に、(Forsch. I. s. 267) 此の説をすて、託宣

を考へて居る。*tratarai* の用語がデルフオイの方言なりとの理由の下に、之がデルフオイの製作となし、作者は自分に意味不明なる此の語が、スバルタでは法律の意味に使用せるを知つて、之を用ひたさいひ、單に「言葉」といふ位に用ひ、先づ託宣といふが如しといつて居る。スバルタで *tratarai* を法律の意味に用ひたさいひ事を考慮の中に入れて迂迴しなくとも宜しからうと自分は考へる。「又マイヤーは此の言葉が託宣の意味に用ひ法律の意味に用ひないとの理由で此の内容がデルフオイ起源の論據ともなして居る。(Ges. d. Altertums, V<sup>2</sup> 754. A.)。前説をば因果の關係が反對になつて居る。